

シン・お茶っ人事業委員会 会則

(名称)

第1条 本会は、シン・お茶っ人事業委員会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は委員長宅とする。

(目的)

第3条 本会は、京都・山城・宇治 地域 SNS シン・お茶っ人（旧名称 京都山城地域 SNS お茶っ人）を運営すること及び当 SNS 参加者の親睦と結束を図ることを目的とし、令和5年4月1日設立する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 京都・山城・宇治 地域 SNS シン・お茶っ人運営事業
- (2) 親睦と結束を図る各種イベントの企画・開催
- (3) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 事業委員
- (2) サポーター（事業委員会が認めた者）

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を事業委員会に提出し、承認を得るものとする。

(会費)

第7条 事業委員会で定める。

(退会)

第8条 会員は、退会届を事業委員会に提出することにより任意に退会することができる。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名

- 2 第1項に定める役員は会員の互選により選出する。
- 3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 本会は委員長の指名により顧問をおくことができる。

(職務)

第10条 委員長は、本会を代表し、その事業を総括する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、会の会費、その他事業にかかわる財産を管理する。

(総会)

第11条 本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

- 2 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 事業の変更
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) 役員を選任または解任
 - (5) 解散
 - (6) その他会の運営に関する重要項目
- 3 総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 4 第2項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(計算)

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(変更)

第13条 この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附則

- 1 この会則は、令和5年4月1日から施行する。